

令和8年度 見附市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 本方針の対象範囲

本方針の対象範囲は、市が事務事業にあたって調達する物品等とする。

3 調達の対象となる施設

この方針において、調達の対象となる障害者就労施設等は、優先調達推進法に基づく以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

- ア 在宅就業障害者
（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

本市において障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下

記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

割箸炭、お茶、飲食物、その他障害者就労施設等が供給可能な物品

(2) 役務

清掃、除草、袋詰、印刷物の折り・封入、イベント会場設営補助、洗車、タイヤ交換、ポスティング、その他障害者就労施設等が供給可能な役務

5 調達の目標

令和8年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

物品	目標	100,000円
役務	目標	350,000円
合計	目標	450,000円

6 調達の実施

障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に予算の適正な使用に留意しつつ、地方自治法施令第167条の第2項第1項第3号及び見附市財務規則第140条第3項第3号に基づき随意契約も活用し、可能な限り障害者就労施設等から物品等調達するよう努める。

7 調達方針及び実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しをしたときには、市ホームページ等により公表する。

(2) 年度終了後、物品等の調達実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。